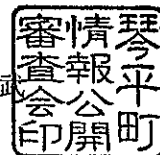


24 琴情答申第 5 号
平成 24 年 8 月 15 日

琴平町長 小野 正人 様

琴平町情報公開審査会
職務代理者 服 部 武



答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 琴平町総務課

諮問日 平成 24 年 6 月 25 日 (24 琴総発第 92 号)

事件名 「広報ことひら」平成 24 年 5 月号 (NO 417) の 3 頁の最下段「山下前町長については (中略) 法的責任の問い方を検討しています」としている検討した事実及び検討内容の分かる一切の文書その他の資料の非公開決定に関する件

第 1 審査会の結論

琴平町総務課が、平成 24 年 5 月 29 日付けで本件請求に対し、非公開決定 (以下「本件処分」という。) とした判断は妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例 (平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「条例」という。) 第 6 条第 1 項の規定により、実施機関に対し、平成 24 年 5 月 7 日付けで、次の内容の行政文書の公開請求を行った。

- (1) 「広報ことひら」平成 24 年 5 月号 (NO 417) の 3 頁の最下段「山下前町長については (中略) 法的責任の問い方を検討しています」としている検討した事実及び検討内容の分かる一切の文書その他の資料 (弁護士との打ち合わせ・協議等の一

切の記録を含む)

- (2) 「こんぴら温泉いこいの湯」の平成 23 年度以降の送水時点の「源泉率」の分かる一切の資料
- (3) 善通寺市大麻町所在の智光院温泉に係る売買契約書、温泉分析書、温泉湯の各種送水の配管施設埋設の図面、設計委託契約書の各全部

2 実施機関の決定

実施機関は、上記 1 (1) の請求 (以下、「本件請求」という。) に対し、平成 24 年 5 月 29 日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成 24 年 6 月 2 日付けで行政不服審査法 (昭和 37 年法律第 160 号) に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容等

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部開示する必要がある。
- (2) 本件「非公開決定通知書」記載の「公開しない理由」欄記載の理由は、条例に規定する非公開事由には該当しない。若し仮に、当該行政文書の一部に非公開理由に該当する部分があったと仮定しても、全部非公開の行政処分をすることはできないのである。
- (3) 本件「決定通知書」の「公開をしない理由」には、適法に処分事由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第 8 条に違反し本件処分は無効である。

第 4 実施機関の説明の要旨

1 非公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件処分を行ったというものである。

本件請求対象の行政文書は、「いこいの湯加水」問題において、前町長の責任を法的或いは道義的に求めることについて、町顧問弁護士等との協議内容を記録したものである。

現在も継続して協議・検討を行っており、今後何らかの形でその責任を追及することとしている。

したがって、対象となる文書は、条例第7条6号イの規定に該当し、町の契約、交渉又は争訟に係る事務に関するものであり、公にすることにより琴平町の当事者としての地位を不当に害するおそれがあると判断し、全部非公開としたものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件行政文書の内容等

本件異議申立てに係る行政文書（以下、「本件文書」という。）は、以下の文書である。

- (1) 関係者の責任の検討（平成22年12月2日付）
- (2) 前町長への損害賠償請求について（住民訴訟関係）（平成23年1月26日付）
- (3) 前町長・タクテックへの損害賠償請求について（平成23年1月27日付）
- (4) 前町長等への損害賠償請求について（平成23年3月17日付）
- (5) 前町長への損害賠償請求について（住民訴訟関係）（平成23年4月5日付）
- (6) 秋月弁護士協議（電話）（平成23年4月15日付）
- (7) 前町長への損害賠償請求に関する経緯等（平成23年4月21日付）
- (8) 「いこいの湯」加水事案に関する前町長への損害賠償への考え方について（平成23年4月25日付）
- (9) 前町長への損害賠償請求に関する経緯等（平成23年5月2日付）
- (10) 秋月弁護士との電話協議（平成23年5月9日付）
- (11) 秋月弁護士との協議（平成23年5月16日付）
- (12) 山下前町長への賠償請求について（平成23年7月4日付）
- (13) 馬場弁護士との協議について（平成23年9月5日付）
- (14) 加水訴訟問題等馬場弁護士との協議（平成23年9月14日付）
- (15) 議会の法律勉強会での馬場弁護士説明項目（案）（平成23年9月30日付）

2 条例第7条第6号イの該当性について

条例第7条6号イは、町の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、町、国又は他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害

するおそれがある情報を非公開とするものである。

実施機関の説明によれば、現在、加水問題に関して琴平町が温泉掘削施行業者に対して工事代金の返還を求める訴訟と、住民から琴平町に対し前町長に水道料金を請求せよという内容の住民訴訟が係属中であり、これら訴訟の結果等を踏まえながら、琴平町は前町長への責任追及等を顧問弁護士等と協議検討しているとのことである。このような事情を前提とすると、本件文書を公開すれば、琴平町が今後行っていくと考えられる前町長との交渉や責任追及に関する調査、方針等の自律的な決定に支障を生ずるおそれがあり、当事者としての地位を不当に害するおそれが認められる。

また、本件文書のうち条例第7条6号イに該当する部分について黒塗りにより部分公開を行うこととなれば、異議申立人の主張する町長に対して責任追及等を行った事実検討内容の分かる資料とならず、部分公開をすることもできないと認められるのであるから、実施機関が本件文書について、条例第7条6号イにより全部非公開とした本件処分は妥当である。

3 異議申立書のうち(3)記載について

条例の解釈、運用に関するものではないので、審査会では判断しないものとする。

よって、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|------------------|
| (1)平成24年6月25日 | 諮問(24琴総発第92号)の受理 |
| (2) 同年7月23日 | 審議 |